

令和7年第2回南関町議会定例会が3月3日から7日までの5日間開かれました

議案番号	議 案 名	表決	結果
議案第9号	南関町敬老年金給付条例の全部を改正する条例の制定について	令和7年 3月7日	原案可決
議案第10号	南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第11号	南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第12号	令和6年度南関町一般会計補正予算(第8号)について	〃	〃
議案第13号	令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について	〃	〃
議案第14号	令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	〃	〃
議案第15号	令和6年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第16号	令和6年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第17号	令和6年度南関町下水道事業補正予算(第4号)について	〃	〃
議案第18号	令和7年度南関町一般会計予算について	〃	〃
議案第19号	令和7年度南関町国民健康保険特別会計予算について	〃	〃
議案第20号	令和7年度南関町介護保険事業特別会計予算について	〃	〃
議案第21号	令和7年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について	〃	〃
議案第22号	令和7年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について	〃	〃
議案第23号	令和7年度南関町下水道事業予算について	〃	〃
議案第24号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について	〃	〃
議案第25号	熊本市及び南関町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	〃	〃
議案第26号	工事請負契約の締結について	〃	〃
議案第27号	南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃	同意
議案第28号	南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃	〃
議案第29号	南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃	〃
委員会提出 議案第1号	南関町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	〃	原案可決
	議員派遣の件について	〃	〃
	委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」	〃	〃
	委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」	〃	〃
	委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「広報常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「議会運営委員会」	〃	〃

陳情などの取り扱いと結果

不採択 3件

- ・陳情第4号 「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」
- ・陳情第5号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請書」
- ・陳情第6号 「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書」

一般質問

3月定例会では、山口純子議員、中村正雄議員、井下忠俊議員、伊藤博長議員、立山比呂志議員、福山美佳議員の6人が一般質問を行いました。
一般質問の内容と執行部の答弁は、町立図書館に配置の「会議録」および町ホームページをご覧ください。
(3月定例会分は6月に公開予定)

～トマト類生産者の皆様へ～

トマト黄化葉巻病対策のお願い



玉名管内では、トマト黄化葉巻病が発生しており、この病気が多発するとトマトの栽培に甚大な被害を与える可能性があります。(下写真参照)。

このため、トマト黄化葉巻病の撲滅を図ることを目的に、**本年については、以下の2点の対策をお願い致します。**

- ① 栽培終了後は、**7月17日**までにハウスの閉め込み(鋤き込み)を実施
- ② 定植は、天井被覆フィルム、防虫ネットを設置して**8月15日**以降に実施

【一般の家庭菜園の人へ】

一般の家庭菜園でも、トマト黄化葉巻病の発病株を放置しておく、他のトマトに、次々に伝染していきます。

発病株を見つけたら直ちに抜き取り、土中に埋めるか、肥料袋等に入れ、密閉して処分していただくよう御協力をお願いします。

【トマト以外の作物について】

ナス、アスパラガス、オクラ等他の作物においても、コナジラミ類の防除に御協力を御願います。

【周辺の除草等について】

畑や菜園周辺の雑草はコナジラミ類の発生・増殖減になるため、除草を徹底しましょう。

また、廃棄した果実等から発芽した野良ばえもトマト黄化葉巻病の伝染源となります。廃棄する果実は放置せず、発病株同様の処理にご協力をお願いします。

問 玉名地域緊急病害虫防除対策会議事務局 ☎0968-74-2193
玉名地域振興局農業普及・振興課 野菜産地づくり支援班内



ハンセン病元患者のご家族へ



～対象となる方々に「補償金」を支給します。
秘密は守られます。～

- 秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。
不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。
- この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

厚生労働省
補償金相談窓口

電話番号 03-3595-2262

受付時間 10：00～16：00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

請求期限は、令和11年(2029年)11月21日まで



対象者	(ア) 配偶者(事実婚も含む) (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び 配偶者の親・子等	補償金額 180 万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母、孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の 配偶者及び配偶者の 祖父母・兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、 おば、おい、めい	補償金額 130 万円

※ 同居など一定の要件が必要な場合があります。

ハンセン病 厚労省 🔍 検索

ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。